

寄 附 行 為

財団法人西日本産業衛生会

財団法人西日本産業衛生会寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人西日本産業衛生会と称する。

(所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県北九州市小倉北区室町3丁目1番2号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、労働者並びに地域住民の健康づくりを目的として、健康管理・環境管理の増進を図り、併せて疾病の予防・治療に当たることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 産業医学の研究と開発
- (2) 職業性疾病及び成人病の予防と研究
- (3) 新生物による疾病、心疾患、その他の疾病の予防と研究
- (4) 前各号に掲げる事業の実践の場としての附属病院及び診療所の設置運営
- (5) 健康管理の啓蒙、教育、指導の実施
- (6) 作業環境測定等環境管理の推進
- (7) 病院給食の研究及び実施指導
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(研究所及び附属施設)

第5条 前条の事業を行うため、この法人に、次に掲げる研究所、病院及び診療所等を設置する。

(研究所)

西日本総合医学研究所 福岡県粕屋郡篠栗町大字田中275番地

(病院・診療所)

北九州産業衛生診療所 北九州市八幡東区山王1丁目11番1号

北九州健診診療所 北九州市小倉北区室町3丁目1番2号

大分労働衛生管理センター 大分県大分市高城南町11番7号

大分労働衛生管理センター附属大分産業衛生診療所

福岡健診診療所	大分県大分市高城南町 1 1 番 7 号
若杉病院	福岡市博多区博多駅前 2 丁目 2 0 番 1 号
(その他の附属施設)	福岡県粕屋郡篠栗町大字田中 2 7 5 番地
北九州環境測定センター	北九州市八幡東区山王 1 丁目 1 1 番 1 号
北九州中央検査センター	北九州市八幡東区山王 1 丁目 1 1 番 1 号
北九州病院給食センター	北九州市小倉北区室町 3 丁目 1 番 2 号

第 2 章 財産及び管理

(財産の構成)

第 6 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種類)

第 7 条 この法人の財産は、基本財産と運用財産とに分ける。

- 2 基本財産は次のものをいう。
 - (1) 基本財産として寄附を受けた財産
 - (2) 理事会の議決を経て基本財産に組み入れたもの
- 3 運用財産は前項以外の財産をいう。

(財産の管理)

第 8 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社、銀行等への定期預金、信託会社への信託、国債又は公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(流動資産の管理)

第 9 条 財産のうち、現金は銀行に預け入れる。ただし、取引銀行は理事会の議決により定める。

(財産の処分)

第10条 基本財産は処分してはならない。ただし、特別の理由がある場合は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員の同意を経、かつ、厚生労働大臣及び福岡県知事の認可を経て、その一部を処分することができる。

(経費の源泉)

第11条 この法人の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 財産より生ずる果実
- (2) 補助金・寄附金
- (3) 事業収入金及び雑収入金

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第13条 この法人の事業計画及び予算は理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣及び福岡県知事に届け出なければならない。

(長期借入金)

第14条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣及び福岡県知事に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第15条 毎会計年度終了後60日以内に、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣及び福岡県知事に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員)

第16条 この法人に次の役員を置く。

理事長	1名
専務理事	1名
常務理事	2名以内
理事	8名以上13名以内(理事長、専務理事、常務理事を含む。)
監事	2名以内

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事、監事及び評議員は相互にこれを兼ねることができない。

(理事長、専務理事及び常務理事の選任等)

第18条 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選をもって選任する。

- 2 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣及び福岡県知事に届け出なければならない。
- 3 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣及び福岡県知事に届け出なければならない。

(役員職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その業務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの法人の常務を分担処理し、理事長及び専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、その業務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を分掌する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は厚生労働大臣及び福岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は第4章又は第5章の定めにかかわらず、理事会若しくは評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 20 条 この法人の役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠及び増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 21 条 役員が職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない場合があると認められるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 22 条 役員報酬は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 理 事 会

(理事会の構成と権限)

第 23 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し重要な事項を議決する。

(理事会の種類及び開催)

第 24 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めた場合に招集する。
- 4 前項のほか、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して招集の請求があったとき及び第 19 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時の理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(理事会)

第 2 5 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。この場合、書面をもって他の出席者に委任した者は、これを出席者とみなす。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 3 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席者の過半数の同意により議決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(監事の意見)

第 2 6 条 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録)

第 2 7 条 すべての理事会には次の事項について記載した議事録を作成し、議長及び出席者 2 名が署名押印のうえ、これを保存する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事現在数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 2 8 条 この法人に、評議員 8 名以上 1 3 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第 2 0 条及び第 2 1 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 2 9 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長が必要と認めた場合、書面をもって招集し、理事長の諮問に応じ、必要事項等について審議し、助言する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会には、第 2 5 条第 1 項、同条第 3 項及び第 2 7 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、厚生労働大臣及び福岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、厚生労働大臣及び福岡県知事の許可があったときに解散する。

(財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、前条と同様の手続きを経て法人税法施行規則第6条の各号に掲げる法人のうち、この法人と類似する目的を持つ他の財団法人に寄附する。

第7章 事務局

(設置等)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第34条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置き、原則として、一般の閲覧に供さなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

第8章 補 則

(細則)

第35条 この寄附行為に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則

- 1 この寄附行為の一部変更は、平成14年7月19日から施行する。

附則

- 1 この寄附行為の一部変更は、厚生労働大臣及び福岡県知事の認可のあった日(平成15年11月7日)から施行する。

附則

- 1 この寄附行為の一部変更は、厚生労働大臣及び福岡県知事の認可のあった日(平成18年4月17日)から施行する。